

皆様おはようございます。

議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従いまして「不登校の子供たちへの支援について」、お尋ねします。

**【標題1の1回目の質問】**

**(1)「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」における羽島市の特徴とその背景について**

今年の10月27日に、文部科学省が「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」を公表しました。教育関係者の間では「問題行動等調査」と略されていますが、適切な略し方ではないような気もしますので、ここではタイトルの前半ではなく後半を取って「不登校等調査」と略します。

不登校については社会の関心も高く、文部科学省が公表した翌日には、その内容が新聞などで大きく報道されました。皆さんもその概要は御承知のことと思います。今回の一般質問でも、同僚議員が取り上げているところです。質問内容に重なるところがあるかもしれませんが、通告に従って質問させていただきますので御容赦ください。

まず、「令和3年度不登校等調査」に表れた、全国の不登校の傾向について御紹介します。

令和3年度の全国の不登校は、1000人当たりで、小学校が13人で77人に1人、中学校が50人で20人に1人でした。平成27年頃から増加傾向にありましたが、令和3年度は特に急激な増加となっています。

次に、不登校になる要因についてです。

文部科学省では、先ほどの「令和3年度不登校等調査」の他に「令和2年度不登校実態調査」も実施しています。「令和3年度不登校等調査」は全国全ての小中学校の児童生徒を対象に実施し、教員が回答しています。一方、「令和2年度不登校実態調査」は、前年度不登校だった小学校6年生約700人と中学校2年生約1300人の、児童生徒とその保護者を対象に実施しています。回収率は、小学校6年生が約12%、中学校2年生が約8%と低いですが、不登校の児童生徒とその保護者本人が回答しているという点で、貴重な調査です。

「令和3年度不登校等調査」では、不登校の主な要因について、大まかに分類すると、小中学校の合計で、無気力、不安、生活の乱れ、非行など、本人に係る状況が約61%、いじめ、友人関係、先生との関係など学校に係る

状況が約21%、家庭環境の急激な変化、親子関係、家庭内の不和など家庭に係る状況が約12%、これら以外が約5%となっています。特筆すべきは、無気力・不安が小学校でも中学校でも、両方とも約50%となっていることです。

もう一つの「令和2年度不登校実態調査」では、最初に学校へ行きづらいつと感じ始めたキッカケは何か、という調査項目について、回答は複数回答可ですが、先生のこと約30%、身体の不調が約27%、生活のリズムの乱れが約26%となっています。特筆すべきは、不登校の児童生徒の2割強が「きっかけが何か自分でもよく分からない」と回答していることです。

このように、教員が、不登校の主な要因を、無気力、不安と回答したり、不登校の児童生徒自身が、学校へ行きづらくなった理由が自分でもよく分からないと回答したりしているなど、不登校の主な要因を明確にすることは困難であるという特徴があります。このことを十分に認識して、不登校についての議論を進める必要があります。

さて、最初は不登校の件数や人数、背景など、羽島市の現状についてお尋ねしたいと思います。

このような調査では、結果として件数や人数が数字として表に出ると、岐阜県は全国と比較して多いとか少ないとか、自分たちの住んでいる地域の学校では他の地域より多いとか少ないとか、といったことに興味や話題が集中してしまう傾向があります。しかし、原則的には病気や経済的な理由などを除いた年間30日以上欠席を不登校とするのですが、積み重なる欠席が、腹痛などの病気による欠席か、不登校による欠席かの判断が難しい場合があります。また、保健室登校や別室登校、さらには校門で先生に挨拶だけして帰宅するようなドライブスルー登校などを、出席か欠席かどちらでカウントするかという判断も難しいところです。

このように、今回報道された「不登校等調査」は、誰がカウントしても同じ結果になるような厳密な定義に基づいて、調査、集計しているわけではないので、調査結果として出てきた数値の評価には注意が必要です。そして、結果的に、全国や県、他の市町村との数値比較には、余り意味がない場合もありえます。しかし、同一市町村の中であれば、毎年ほぼ同じ先生がカウントしているので、その判断基準は毎年ほぼ同じと思われます。そうであれば、その増減には一定の信頼性があり、他市町村との比較ではなく、調査結果の増加減少の傾向、つまりは目の前の子供たちの変化をしっかりと見極めることには、大きな意味があると思われます。

## **標題1の1回目の質問**

そこでお尋ねします。

文部科学省の「令和3年度不登校等調査」の、羽島市における不登校の状況はどのようでしょうか。全国、県、他市町村との件数や人数の比較ではな

く、羽島市の近年の傾向などについて何か特徴がありましたら御説明ください。また、その背景について、教育長御自身が何かお感じになっていることがあれば御説明ください。

### **教育長答弁**

「令和3年度児童生徒の問題行動0不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」における羽島市の状況につきましては、全国・岐阜県と同様に、小学校・中学校ともに前年度に比べ増加傾向にあります。

不登校の要因としては、「無気力や不安」が主なものですが、その無気力や不安の背景として家庭環境や友人とのトラブルが関連していると推察されます。

また、本市の傾向として、新たに不登校になる児童生徒は減少傾向にありますが、継続して不登校になっている児童生徒が増加傾向にあります。

議員ご指摘の通り、不登校の要因や状況は様々であり、児童生徒一人一人に応じてその対応や支援を行う必要があると考えております。コロナ禍の影響や、病気がちで休んでいる児童生徒もいると思われそうですが、学校へ行きづらさを感じている児童生徒が多くおり、その行きづらさについて、一人一人丁寧に見極める必要があると思われします。

小学校においては、いじめや問題行動も、全国・岐阜県と同様に増加しており、不登校の増加傾向と合わせ、小学校における教育相談の一層の充実が求められるものと思ひます。

御答弁ありがとうございました。

近年における、羽島市の不登校の傾向と背景について御説明いただきました。近年の増加傾向やその背景に対して、どのような施策（しさく）が必要か、そしてその施策が必要な理由は何か、その施策にはどのような効果が見込まれるのかという議論が大切で、その議論の積み重ねこそが羽島市の不登校の減少につながると思ひます。

#### **【標題1の2回目の質問】**

##### **(2) 組織的対応の在り方について**

そこで次は、不登校について、その対応や対策などの在り方について議論したいと思ひます。まずは不登校に対する学校の体制についてです。

各学校では、担任の先生を中心としたきめ細かい観察や心理テストであるQ U検査、さらには保護者からの相談などから、担任の先生が早期に不登校の兆候を発見していると思ひます。しかし、学校には教員の多忙化という、市民からは見えにくい大きな課題を抱えているという現実があります。そのような状況の中では、先生方が一人一人をきめ細かく観察して、いじめや不

登校を早期に発見するための時間を、なかなか確保できないのではないかと私は心配しています。先生方は、児童生徒の給食指導をしながら自分の昼食をかき込むような毎日で、一番大切な授業でさえ、準備をする時間がなく、やむを得ず、やっつけ仕事の授業になってしまう場合もあるほどの、厳しい勤務環境の中では、たとえ不登校の発見が遅れたとしても、私には、先生方を責めることには心情的に苦しいものがあります。

このように、教員の多忙化と不登校対応の間には、多くの保護者からは見えにくく、また理解しにくい現状があり、限られた時間をどのようにやりくりするのかという、深くそして切実な課題があります。

### **標題 1 の 2 回目 の 質問**

そこでお尋ねします。

不登校の児童生徒への支援には早期発見、早期対応、そして学校としての組織的対応が重要ですが、教員の多忙化で、早期発見、早期対応のための時間を確保しにくい中、小中学校ではどのような体制で取り組んでいるのでしょうか。現状と課題、対策について御説明ください。

### **教育長答弁**

市内学校においては、年度初めの職員会議等で、不登校傾向のある児童生徒の状況を交流し、共通理解を図っております。さらに、定期的な会議においても、不登校傾向のある児童生徒について交流する時間を位置づけ、早期発見・早期対応に努めるとともに、その都度、支援の共通理解を図っております。さらに、児童生徒の内面や心理状態を尋ねる、いわゆる「心のアンケート」の実施と合わせ、教育相談委員会や児童生徒の支援を検討するケース会議などを早期に開催し、個別のアセスメントを行い、児童生徒や保護者への支援方法を協議しながら対応しております。これらの会議には、岐阜県から派遣されているスクールカウンセラーやスクール相談員、市で配置しているいじめ・不登校対策専門員やスクールソーシャルワーカーも参加し、専門的な立場からのアドバイスを受けながら対応をしているところでございます。

一方、スクールカウンセラーや専門員などの勤務体制に合わせて教育相談研修会やケース会議を行うことが難しく、時間をかけて専門的な立場からの助言や支援を受けることが困難な場合があります。こうした状況を踏まえ、今年度、教育委員会では、教育相談及び特別支援教育にかかる知見と経験を有する相談専門員を年度途中で採用し、学校や保護者に対して迅速で適切な指導・助言に努めているところですが、今後、各学校においても、柔軟かつ継続的にケース会議を開催・協議できるよう工夫改善を行ってまいります。

御答弁ありがとうございました。

## 【標題1の3回目の質問】

### (3) 早期発見について

次は、教員の多忙化に配慮しながらの、早期発見、早期対応の方策について議論したいと思います。まずは早期発見についてです。

先ほど、各学校では、担任の先生を中心としたきめ細かい観察や心理テストであるQ U検査、さらには保護者からの相談などから、担任の先生が早期に不登校の兆候を発見しているとお話ししました。しかし、このような、担任の先生が、その子に関する情報を集めてきて不登校かどうかの判断をする方法は、担任によって、同じような情報を集めていても判断が異なる場合があるかもしれません。ここに、不登校の早期発見が、教員個々の経験や知識に左右されている実態とリスクがあります。判断基準の違いは先生の間だけでなく、担任と保護者の間にもありうるわけで、一方が不登校の始まりと思っても、他方が疲れただけで大丈夫と思うこともあります。また、担任の先生にも、太っ腹でこの程度は大丈夫と思う先生もいれば、少しのことでも心配してしまうような先生もいると思います。担任の先生の性格によって、早期発見が左右される可能性もありそうです。そして、この違いが、先生同士、あるいは担任と保護者のすれ違いや不信感を生み、不登校の発見や対応を遅らせることにもなりかねません。

私は、このようリスクを回避し、教員の多忙化をも考慮したスクリーニング、つまりは不登校の兆候などを早期発見できる方法を検討すべきと思います。担任の経験や知識に基づく判断により早期発見をするのではなく、学校が組織として統一的な基準で早期発見するようなスクリーニングの方法を検討すべきと思います。もちろん、担任のきめ細かな観察の必要性、重要性は何ら変わりません。しかし、最終的には担任の判断に依存してしまうような早期発見の方法ではなく、全ての児童生徒を対象にして、担任ではなく学校が組織として早期発見するような方法を工夫することが必要ではないかということなのです。

そこで期待されるのが情報機器の活用です。学校には、G I G Aスクール構想による児童生徒の一人一台端末や、保護者との情報交換アプリである「すぐーる」と授業支援アプリの「ロイロノート」など、様々な情報機器やアプリが導入されてきました。これらをうまく活用できれば、担任の判断に左右されることなく、不登校の兆候を早期に発見する方法を見いだすことができるのではないのでしょうか。この場合の一番のポイントは、教員によって気になる児童生徒の基準がばらばらになりやすいという課題や、支援対象となりそうな児童生徒を見落としているかもしれないという課題、さらには教員の多忙化という課題を解決できるような方法を見いだすことです。

そして、各学校それぞれが、このような方法を整えることは時間的にも困

難と思われますし、また、人事異動で学校が変わるたびに方法が変わることも、早期発見にとってはマイナスに作用しやすいので、羽島市教育委員会が羽島市全体の統一的な仕組みを提案して、各学校がそれぞれ実践するという体制を検討する必要があると思います。

### **標題 1 の 3 回目の質問**

そこでお尋ねします。

不登校の判断が、管理職や学年主任、クラス担任の経験や知識に左右され、気になる児童生徒の基準がバラバラになりやすいことから、結果として不登校の発見や対応が遅れてしまう可能性があることについてどのようにお考えでしょうか。

また、そのような課題に対応するために、羽島市教育委員会において、ふだんの観察や相談から得られる情報に加えて、一人一台端末やすぐーなどの情報機器も活用して、担任に頼ることなく、学校が組織として早期発見する仕組みを検討し整備してはどうでしょうか。

教育長の御所見をお願いします。

### **教育長答弁**

学校への行きづらさを感じている児童生徒の発見や対応につきましては、議員のご指摘のとおり、「心のアンケート」や学級担任や教育相談員などによる個人面談を中心に行っております。児童生徒の表情や言動から違和感や異変が見られた場合は、担任一人の判断ではなく、学年や全校の職員で児童生徒の状況を共有し、学校として迅速かつ組織的に対応するよう努めているところです。また、先ほどの答弁でもお話ししましたが、教育相談委員会やケース会議の中で、カウンセラーや専門員等を交え、適切な支援・対応を行っております。

学校が組織として早期発見するシステムにつきましては、これまでの面談による相談やアンケート、連絡帳などの方法に加え、一人一台整備されたタブレット端末の授業支援アプリのメッセージ機能を活用し、児童生徒から学級担任に相談を行うことができるようにしております。また、学校情報配信アプリ「すぐー」の出欠席等連絡機能を活用し、保護者から学校に対して日常的に相談を行える機会を設けているところでございます。

これらの方法により、児童生徒からの相談を学校が把握した際には、学校内で管理職を含めて情報共有し、迅速な対応につなげています。また、教育委員会においては、教育支援センターの担当者が、各学校の校務支援システムのデータから、市内児童生徒の欠席状況をチェックし、欠席が続いている児童生徒については、該当学校に照会をかけるとともに、隔週で行っているいじめ不登校等対策アクション会議にて、確認し、対応を協議しております。

今後はICT機器による情報をはじめ、様々な情報を一元化し、児童生徒へのさらなる組織的な支援体制の在り方について、調査研究してまいります。

御答弁ありがとうございました。

不登校の増加が止まらないという、更に令和3年度には急激に増加したという全国の状況の中、不登校を減らすためには早期発見が重要であり、そのためには、今までの取組みに抜本的な改革を加えることが必要な時期に来ていると思います。担任中心、学年中心という以前からの学校文化を越えた、また教員の多忙化を踏まえた、より一層実効性のある取組みをよろしく願います。

**【標題1の4回目の質問】**

**(4) 早期対応について**

早期発見の次は、早期対応についてお尋ねします。

最初にお話ししたように、「不登校等調査」や「不登校実態調査」からは、不登校の要因は多様であることが分かっています。しかも、無気力や不安が要因だったり、自分自身でも要因がよく分からなかったりと、不登校の要因が分かりにくいことも、データに表れています。

そのため、校長先生や教頭先生、生徒指導、教育相談の先生、担任の先生などの経験や知識により得られた指導、支援方法が、適切な場合もあれば、児童生徒によっては適さない場合もあります。このような状況に対応するために、先生だけではなく、専門家と連携した対応が必要であり、学校へのスクールカウンセラーの配置が進められてきました。そして、その配置は文部科学省や県教委、市教委の努力の結果、年々拡充され、現在では、各学校における勤務時間は別にして、全ての小中学校に配置されています。

この不登校対応の専門家として配置されているスクールカウンセラーですが、各学校ではどのように活用されているのでしょうか。ともすると、不登校や学校生活に不安を持っている児童生徒やその保護者の話を聞く、いわゆる傾聴ですが、児童生徒や保護者の話を聞くことがスクールカウンセラーの役割であるとか、話を聞くことしかやってもらっていないとかいう声を、保護者や学校関係者から聞くことがあります。

私は、岐阜県教育委員会勤務のときに、課長として不登校やいじめ、教育相談、スクールカウンセラーを担当したことがあります。そして、このスクールカウンセラーの職務について学校へ周知してきました。しかし、今でもスクールカウンセラーの職務が学校の先生に十分には理解されていない状況もあるようです。スクールカウンセラーの職務を整理すると、病院などのカウンセラーは、相談者が自分の抱える問題に自ら気づけるように、相談者の話を聴いて共感を示し、内省を促すようにしますが、スクールカウンセラー

は、児童生徒や保護者と面談をして、抱える問題の原因を見立てた上で、保護者と先生に課題解決に向けた助言をすることが期待されている職務です。スクールカウンセラーは、児童生徒や保護者の悩みを聞くだけでなく、先生と一緒に具体的な支援策を講じることが職務の一つとなっています。

そしてその職務遂行は校長の指揮監督により行われます。どういうことかという、面談で児童生徒や保護者からどのような話を聞き取り、どのような見立てをして助言をしたか、また担任の先生などへ、どのように分析評価し、助言をしたかを、校長へ報告する義務があるということです。スクールカウンセラーが話を聞くだけで見立てや助言を行わなかったり、守秘義務があるからと言って相談者に関する情報を先生と共有しなかったりすることがあってはいけません。

もちろん、学校で開かれる検討会議などに出席して、見立てを報告するとともに、学校としてどのように対応するかについて、教員へ助言を行うことも重要な職務です。不登校を減らすためには、学校の先生だけで対応するのではなく、専門家と力を合わせて対応することがどうしても必要です。そして、専門家の代表が、既に各学校に配置されているスクールカウンセラーです。このスクールカウンセラーを、学校の中で、チーム学校の一員としてもっともっと有効に活用する体制を確立することが求められていると思います。

### **標題 1 の 4 回目の質問**

そこでお尋ねします。

各学校にはスクールカウンセラーが配置されています。スクールカウンセラーの職務は不安や悩みを聞くことだけではなく、課題解決に向けた見立てや、その見立てに基づいて児童生徒、保護者、先生へ助言すること、検討会議で助言することなども重要な職務と思われれます。各学校へ、その職務内容や職務遂行の在り方を、どのように指示されているのでしょうか。また、各学校では、スクールカウンセラーはこの職務をどのように遂行しているのでしょうか

羽島市教育委員会の取組みや認識について御説明ください。

### **教育長答弁**

議員ご指摘の通り、岐阜県教育委員会より派遣されているスクールカウンセラーやスクール相談員は、各学校において、児童生徒や保護者のカウンセリングや、児童生徒の日常生活の観察・記録等の業務を中心に行っております。

カウンセリングに加えて、教育相談委員会やケース会議等へ参加し、教職員に対する支援・相談の業務も相当な時間をかけており、個に応じた支援方



法のみならず、学校のサポート体制についても助言・連携して取り組んでいるところ です。

また、児童生徒に向けた心の健康に関する授業やSOSの出し方にかかわる授業についても助言等を行い、未然防止の視点からの業務も行って おります。

教育委員会としましては、カウンセラー等から提出される業務内容報告書及び学校からの報告書を確認し、スクールカウンセラーやスクール相談員の業務が各校の教育相談体制の充実に資するよう、指導や助言を行っ ているところ です。

御答弁ありがとうございました。

**【標題 1 の 5 回目 の 質問】**

**(5) 教育機会確保法への対応について**

最後に、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保についてお尋ねします。

平成 28 年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、平成 29 年 2 月に施行されました。いわゆる「教育機会確保法」です。この法律を受けて、令和元年 10 月に文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知が発出されました。

この法律や通知により、不登校に対する考え方や取組みが大きく転換しました。この法律や通知以前は、文部科学省の指導に従って、学校現場では「学校復帰」を目標として、不登校の児童生徒やその保護者に接してきました。一方、この法律や通知以降は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すようになりました。誤解を恐れずに大胆に言えば、目標が「学校復帰」から「社会的自立」へ転換した、というわけです。

そして、その環境整備の一つとして、文部科学省は令和元年 10 月に「教育支援センター整備指針」を例示しています。羽島市では、教育支援センターの役割を担う施設として、羽島市民会館の隣の「いきいき元気館」内に、適応指導教室「こだま」があり、ここが教育機会確保などの不登校支援の役割を担っています。この教育支援センター、羽島市では適応指導教室「こだま」ですが、その在り方について議論したいと思います。

まず一点目です。現在、適応指導教室「こだま」は羽島市内に一か所しかない状況です。近年の不登校の増加傾向を踏まえると、複数箇所に拡充する必要があるのでないでしょうか。規模が小さくても、身近な場所、通いやすい場所、相談に行きやすい場所に適応指導教室があることこそが、不登校の児童生徒の教育機会を確保したり、様々な支援をしたりするためには重要

なことではないでしょうか。

私は、適応指導教室を現在の市中心部だけではなく、南部や北部にも開設して複数体制にすることが、不登校児童生徒の支援に、よりつながると考えています。また、教科指導等の活動支援だけでなく、保健室登校や別室登校と組み合わせたり、スクールカウンセラーに相談する機会や場所を提供したりすることにより、より複合的な支援も可能になるのではないのでしょうか。

二点目です。不登校の支援には、スクールカウンセラーと各学校の先生方の間をしっかりとつなぐ仕組みが必要です。その仕組みが効果を発揮するためには、自ら汗をかける専門的な人材の配置が必要となります。そのような人材を適応指導教室に配置し、不登校児童生徒の活動支援に加えて、最初にお話しした、情報機器を活用した不登校のスクリーニングや、各学校におけるスクールカウンセラーのより有効な活用なども併せて担当していただいてはどうでしょうか。

適応指導教室「こだま」を複数拠点化し、不登校の子供たちへの活動場所提供だけでなく、羽島市の不登校の早期発見、早期対応、そして不登校相談の拠点としてはどうでしょうか。

### **標題 1 の 5 回目の質問**

そこでお尋ねします。

文部科学省が示す、教育支援センターの役割を担う適応指導教室「こだま」を、市中心部の一か所だけでなく、分教室などの形で複数化し、身近な場所できめ細かく学習などの活動機会を提供したり、相談支援をしたりすることが重要だと思いますがいかがでしょうか。

また、場所を増やすだけではなく、不登校に関する高度な専門知識と学校現場に対する十分な知見を持ち、さらには組織運営に秀でた人材を登用して、学校と一体となったより一層充実した活動をする必要があるのではないのでしょうか。

教育長の御所見をお伺いします。

### **教育長答弁**

今年度、適応指導教室「こだま」を利用している児童生徒は26名おり、オンラインでの支援も含む個別の学習支援やスポーツ活動、ソーシャルスキルトレーニング活動を通して、学校復帰のみならず、社会的な自立に向けて活動しております。また、「こだま」に通っていない児童生徒に対しては、タブレット端末を用いて、オンライン会議システムや学習支援ソフトを活用しながら、個に応じた支援を行っております。

本年度においては、すべての中学校区からの通級がありますが、議員ご指摘のとおり通学距離の関係から通いづらさを感じている児童生徒もおりま

す。こうした通学の課題を解消するとともに、児童生徒にとって学習や活動の選択肢・機会を多くすることで、学校復帰や社会的自立に向けた支援の強化を目指すためにも、適応指導教室を新設することについて検討しているところです。新たな適応指導教室については、日常の教育活動が行えるような学校と同様の環境が望ましく、市内学校の校舎で開設することについて検討しております。

現在、適応指導教室では、教育相談員1名、相談助手2名で児童生徒への支援を行っておりますが、加えて、保護者への相談業務や関係機関との連絡・調整など、多くの役割を担っております。学校と一体となった活動とするためにも、不登校に関する高度な専門知識と学校現場に対する十分な知見、そして組織マネジメントの経験のある人材の配置も必要であると考えております。こうした人材の配置により、さらにきめ細かな支援を行っていくとともに、関係諸機関との連携やICT機器の有効な活用を図った支援ができる教室環境になると考えております。

御答弁ありがとうございました。

今後は中長期的支援も課題になってくると思います。このことは、ひょっとすると将来的な引きこもり対策につながる課題かもしれません。そうになると、羽島市教育委員会だけではなく、市長部局の社会福祉や家庭教育など生涯学習の施策（しさく）へとつながっていきます。まず求められるのは、学校や教育委員会と県や市の福祉部門との支援の接続です。市教委と県教委、小学校と中学校、さらには高校との間には様々な仕組みにより情報交換がなされ支援の接続が実現しています。しかし、その先の市町村福祉部門との支援の接続は不十分な状態になっています。個人情報保護などの課題はありますが、少なくとも、同じ行政単位である市教委と市の福祉部門の間では、支援の接続が実現できるとよいと思っています。

また、将来的には、適応指導教室「こだま」が、発達障害などを持つ幼児や児童生徒の支援も担う場所になるとよいとも思います。さらには、昨日同僚議員の一般質問にあった学習障害への対応や、それらに関する幼保小の連携なども含めた、羽島市の支援や相談の拠点になると素晴らしいと思います。

子供たちの育つ環境の充実に向けて夢は膨らみますが、物事には順番がありますので、まずは不登校の対策についてよろしく願います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

**終わり**